



令和 5 年 9 月 7 日

日本下水道事業団

川崎市と災害支援協定を締結しました

日本下水道事業団（JS）は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合に、現地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、川崎市と、政令指定都市として関東地方では初となる災害支援協定を締結しましたので、お知らせいたします。

<協定締結式写真>



（左：川崎市上下水道管理者 大澤 太郎氏）

（右：日本下水道事業団理事長 森岡 泰裕）

1. 協定締結日

令和 5 年 8 月 28 日（月）

2. 協定対象施設

1. 終末処理場（5 施設）

入江崎水処理センター、入江崎総合スラッジセンター

加瀬水処理センター、等々力水処理センター、麻生水処理センター

2. ポンプ場（19 施設）

六郷ポンプ、大島ポンプ場、渡田ポンプ場 他 16 施設

（参考）

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正（平成 27 年 5 月 20 日公布、同年 7 月 19 日施行）により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、JS と地方公共団体との間で締結するものです。

<問い合わせ先>

日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所

総務・協定課長 神代

TEL：03-3818-1211/E-mail：koushiro@jswa.go.jp